

令和6年度 第9回社会的責任に配慮した調達に係る有識者会議

令和6年11月8日（金）10時00分から12時00分まで

東京都庁第一本庁舎 35階 第一入札室

【須藤契約調整担当部長】 それでは、大変お待たせいたしました。定刻でございますので、第9回社会的責任に配慮した調達に係る有識者会議を開催いたします。委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日の進行役を務めさせていただきます財務局契約調整担当部長の須藤です。どうぞよろしくお願いいたします。初めに資料の確認をさせていただきます。

【臼田契約調整担当課長】 契約調整担当課長臼田でございます。よろしくお願いいたします。資料につきましては、委員の皆様方に事前にデータでお送りさせて頂いているところでございますが、ファイルが開けないなど何か不具合ございましたら、手挙げ機能などを使ってご連絡を頂ければと思います。よろしいでしょうか。ご確認ありがとうございます。資料の確認を終了いたします。

【須藤契約調整担当部長】 続きまして、本日の議事進行についてご説明申し上げます。資料の1枚目次第をご覧ください。本日は、事務局から社会的責任調達指針について内容の説明をした後に、委員の皆様からご意見を頂きたいと思っております。なお、本日の委員の皆様のご出席状況につきましては、大下委員、権丈委員、眞保委員はご欠席となっておりますが、その他の委員の皆様につきましてはオンラインによるご参加となっております。

それでは、これより会議の進行を諸富座長にお願いしたいと存じます。座長、よろしくお願いいたします。

【諸富座長】 皆様、おはようございます。それでは、以降議事を進めさせていただきます。議題(1)の東京都社会的責任調達指針について、事務局が資料を用意していますので、説明をお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 はい。それでは、事務局からご説明をいたします。資料4、東京都社会的責任調達指針について、事務局説明資料と書かれた資料、ページで申しますと6ページにあたりますが、こちらに基づきご説明したいと思います。

1枚おめくりください。資料の7ページでございます。まず、物品別の個別基準についてのご説明をいたします。

1枚おめくりください。8ページになります。前回の有識者会議におきまして、個別基準の検討の方向性についてご意見を頂戴したところでございます。ここでは、各委員のご意見の趣旨をまとめさせて頂きました。まず、個別基準の在り方に関しまして、東京都としてのビジョンを基に到達目標を設定してはどうかといったご意見や、過去のイベントとは異なり、東京都の調達は非常に長期に渡ることから、目標値等を設定して政策誘導していくことも一案ではないかといったご意見を頂いたところでございます。また、個別基準の対象に関しましては、都の調達に関係が深い物品、こちらを先んじて設定すべきではな

いかといったご意見や、社会の関心を高める視点や調達量が多い物品という視点から選定すべき品目を検討するべきではないかといったご意見を頂いた一方で、都において農産物、畜産物、水産物などの調達は少ないのかもしれませんが、社会の関心を高めるといった視点では、食に関しての個別基準を設定するべきではないかといったご意見を頂いたところでございます。また、単にコモディティに関わる基準だけではなく、サービスの種類に応じた基準の設定や取引過程などに着目した基準、こういったことも検討するべきではないかというご意見も頂戴したところでございます。こうしたご意見を踏まえまして、事務局側で検討した結果として検討の方向性をまとめたものが次のページでございます。

9 ページになります。まず、対象物品に関してでございますが、対象物品は、これまで先行の事例において、紙、木材、パーム、農産物、畜産物、水産物といったものにおいて策定がされてきたところでございます。これは持続可能性リスクが高い物品ということで策定されてきていると認識をしてございますけれども、このうち、農産物、畜産物、水産物に関しては、重要度は高いと思いますが、都においてはなかなか直接調達することは頻度としては低い。また、パーム油に関しましても、石鹼として恐らく多く使われることはあるかもしれませんが、それも全体として見ると比率としては比較的少なめということがございまして、事務用品として調達することの多い紙や工事における型枠などにおいて使われることが多い木材、こういったところが相対的に調達量も多く関連性も高いと考えられることから、優先的に検討を開始したいと考えてございます。また、物品ではなくサービスや取引過程等における個別基準に関しましては、既に7月に策定いたしました社会的責任調達指針、こちらがそもそも調達過程に着目して守るべき基準を定めているものでございまして、これに関わる運用が4月以降控えているということでございますので、こちらの運用状況などを踏まえて、在り方については検討すべきではないかということで、今後の中長期的な課題とさせて頂きたいと考えてございます。また、個別基準の在り方に関してでございます。これまでもご説明をしております通り、中小企業が受注者の大半を占め、一過性のイベントではなく、恒常的、反復的な契約が多数ある東京都の調達におきましては、オリパラや万博などの先行事例と同様に一部法令を超えた要件が設けられた個別基準を一律に適用していくことに関しましては、公平性の観点で課題があると認識をしてございます。その一方で、誰もが実現できる水準にしてしまうことは、個別基準をあえて設ける意味も失われてしまうのではないかとございまして、東京都の個別基準に関しましては、特にその持続可能性リスクが高いとされる分野におきまして、持続可能性を確保するための必要十分な水準を保ちながらも、一部の契約案件を対象として先導的に適用していく、いわゆるモデル契約のような形で適用していくことが望ましいのではないかと考えてございます。これは、例えばコピー用紙を買う契約の一部ですとか、特定の工事契約などを指定して、これらの要件を満たすものを求めていくと、こういったことを想定してございます。この個別基準の具体的な要件やそれをどのように運用していくかといったことにつきましては、今後、物品別の検討部会を立ち上げさせて頂きまして、そこ

において検討させて頂きたいと考えてございます。

次のページをお開きください。ただいま申し上げた検討部会に関してでございます。今年度につきましては、まず、紙、木材の検討部会を設置させて頂き、検討を進めさせて頂きたいと考えてございます。委員の構成につきましては、有識者会議から部会長を選任して、各回において各専門分野からのゲストを招致し、2、3名程度を想定しておりますけれども、プレゼンテーションを頂きながら、業界や社会動向を踏まえて、個別基準の内容、在り方について議論していくと考えてございます。有識者会議につきましては、環境分野に精通されておられる杉山委員に部会長をお願いしたいと考えてございます。ゲストにつきましては、下にございますように、オリパラや万博において、ワーキングの委員やゲストとして招かれていらっしゃる方々、こういった方々を参考にしながら今後人選を検討していきたいと考えてございます。以上が個別基準に関する説明になります。

11 ページ以降は、東京都社会的責任調達指針に関するご説明となります。1枚おめくり頂いて、12 ページをご覧ください。7月に先生方のご協力を得て、調達指針の策定、公表をさせて頂きました。その後、取り組んできたことにつきましては、8月には指針の遵守に向けて望ましい取組事例や都の支援策などを紹介させて頂いた解説版を作成し、公表いたしました。その翌日、8月23日には事業者向けオンライン説明会を開催し、その内容については現在もホームページで誰もが見られるような形で公開をしているところでございます。

9月からは、令和7年、8年度の入札参加資格のうち、物品買入れ等に関わる資格の審査が進んでおりまして、その中でチェックリストの提出を全ての事業者の方々をお願いしているところでございます。その他、この間、各業界団体等から調達指針に関する説明会の実施依頼がございまして、これについては個別に対応し、実施しているところでございます。そして、今後の予定でございますが、11月25日からは工事に関わる資格の審査を開始いたします。その際にもこのチェックリストの提出をお願いしていく形になります。また、来年1月頃を目途に、通報受付窓口の業務運用基準、2月の草案の公表時には骨子という形で公示をしておりましたが、この正式版を作成し、公表してまいりたいと考えてございます。

その上で4月1日からは、一部の案件から調達指針の適用を開始いたしまして、通報受付窓口の設置、そして通報受付対応点検委員会の開催を予定してございます。

続きまして13ページ、通報受付窓口に関してでございます。本日、先生方にご意見を頂きたい対象といたしまして、通報受付窓口に関する運用上重要なポイントについてご説明をいたしますので、ご意見を頂ければと思っております。

1枚おめくり頂き、14ページでございます。先ほどご説明した通報受付窓口の業務運用基準の構成案となっております。2月の素案の公表時に参考資料として公示しておりました骨子を肉付けしたものになります。このうち、運用上特に重要と考えられるポイントが赤枠で囲った通報の内容、処理プロセス、情報公開にかかる部分ですので、こちらに

ついて後ほど詳細をご説明し、ご意見等を賜れればと思います。

1枚おめくり頂いて15ページでございます。こちらは再掲の資料となりますが、通報受付窓口の実施体制になります。このうち通報受付対応点検委員会と助言委員会に関して、後ほど詳細をご説明いたしまして、こちらについてもご意見を賜りたいと思います。

1枚おめくり頂いて、16ページでございます。通報に関わる対象案件や通報者の定義をお示ししてございます。こちらは既にご議論頂いた内容を反映したものでございまして、通報対象案件につきましては、東京都が調達する工事・物品等に関する案件であって、調達指針の不遵守に関する通報を受け付ける形といたします。また、通報については、具体的事実に基づくものを対象としていくとしております。対象となる通報については、工事・物品等は履行期間中のものを原則といたしますが、不遵守の事実を知りえたのが履行期間終了後の場合には、履行期間終了後1年以内に通報についても受け付けるとしてございます。

グレーで囲った部分につきましては、対象外のものといたしまして、例えば、公的に設置された他の紛争処理手続きで係争中であるものですか、既にこの通報受付窓口において手続きが行われているようなもの、また悪意のある通報等を対象外としております。また、通報者の定義につきましては、負の影響を受けた、または相当程度の蓋然性で将来負の影響を受けると考えられる当事者をはじめとするステークホルダーという形で定義をさせて頂いております。

1枚おめくり頂いて17ページでございます。処理案件のプロセス概要は、以前お示した内容ではございますが、こちらについても、後ほど内容を詳細化したものをご説明いたします。

1枚めくって頂いて18ページになります。本日ご意見をいただきたい点として、通報の内容について、このような8つの項目を業務運用基準において定め、通報者の方に通報して頂くことを求めてまいりたいと考えてございます。この各事項につきましては、日本語または英語で記載されていることを必要として、必要事項が正確に記載されていない場合には、東京都から通報者の方に対して詳細を確認していくプロセスを踏んでいきたいと考えてございます。通報として求める項目について説明いたします。まず1点目としては、通報者の氏名、住所、連絡先でございます。通報は、本名で行って頂きまして、連絡先を明記して頂きます。ただし、当然ですが通報に関わる情報は原則外部には公開されない形にしますし、また、処理の過程において匿名を希望される場合には、その旨を記載して頂ければ、匿名での処理を進めていく形を想定しております。2点目は、被通報者に関する情報でございます。調達指針の不遵守が生じている事業者についての情報を頂く形になります。被通報者の氏名または名称、住所、連絡先、通報者との関係性といったことを記入して頂くことを考えてございます。3点目は、実際にどの契約において行われている不遵守なのかということで、東京都が調達する工事・物品等を特定するに足る情報を記入して頂きます。これにつきましては、例えば、契約件名や契約番号、もしくは施工場所で

すとか工事が特定できる情報を可能な限り詳細な形で記入して頂くことを想定してございます。

1枚おめくり頂きまして、4点目でございますが、通報者が考える不遵守の具体的な事実及び当該不遵守の対象となる調達指針の条項ということで、どのような不遵守の事実があって、それが調達指針のどこに違反しているのかといったことを明記して頂くことを考えてございます。5番目といたしましては、その不遵守の結果として現実に生じた負の影響、または将来発生すると考えられる負の影響の具体的な内容を記載して頂くことを考えてございます。6番目は、通報者が期待する解決策、そして7番目が被通報者との対話の事実。これまで被通報者との間で何らかの対話が行われている場合には、その内容について記載をして頂くことを考えてございます。8点目といたしましては、この通報が他の紛争処理手続きにおいて係争中の案件や、この通報受付窓口において手続きが行われている案件に該当するかどうか、こういったことについてもご記入頂くことを想定してございます。以上8点が通報の内容ということで求めていく内容と考えてございます。

1枚めくって頂いて、20ページでございます。通報受付窓口における案件処理のプロセスについて詳細に記載してございます。1番といたしまして、受付はメールや書面による通報を現在想定してございます。その上で、2番になりますけれども、都が受け付けた通報について、その処理手続きを開始するかどうかを内容に照らして審査をいたします。必要事項を記載した通報を受付後、通報者に対して処理手続きを開始するか否かを通知します。標準的な処理期間は20日程度を現在想定しています。この際、他の適切な紛争処理手続きが存在する場合については、その手続きをご案内したり、通報の手続きを進めない場合につきましては、その事実と理由を通報者の方に通知してまいります。

3番目といたしまして、処理手続きを開始すると判断した案件については、当事者等からそれぞれ情報を東京都が収集、整理いたします。また、必要に応じて現地調査などを実施し、この調査にあたっては助言委員会の方々の助言を頂きながら進めていくことを想定してございます。

1枚おめくり頂いて、4番の当事者間の対話でございます。都は、当事者における対話の機会を設けまして、当事者間の自主的な合意形成に向けて対話が円滑に行われるように促進してまいります。また、助言委員会は、必要に応じて都に対して助言を行いまして、場合によっては対話に参加するなど、対話の促進を支援することを想定してございます。もし仮に、労使間の対話など他の紛争処理メカニズムがより解決に資すると判断された場合には、当事者の意向を確認した上でそのメカニズムの利用を求めていくことも考えてございます。そして、当事者に対して、対応の手続き方法、標準的な処理期間を通知するとともに、手続きの進捗については随時当事者の方に連絡をしていくことを想定しております。処理手続き開始から対話完了までの標準処理期間につきましては75日程度を現在想定してございます。5番の改善措置でございます。情報収集と当事者間の対話の結果、被通報者による調達指針の不遵守が認められた場合、東京都は被通報者等に対し改善措置を

要求してまいりまして、被通報者につきましては、一定期間内に改善計画書を提出した上で、その計画書に従って改善に取り組んで頂くことを求めてまいります。改善計画について、進捗の遅れや不作為があった場合には都は必要に応じて事実確認等を行ってまいります。最後に6番、通報案件の処理完了の判断になりますけれども、これまでの報告を受けた後、処理が適切に行われたことを確認いたしまして、当該案件の処理プロセスが完了したことを判断する形になります。そして、処理の完了した案件については、関係者にその旨を通知してまいります。これまでの各案件の過程において、案件の解決や通報の取り下げ、事実が確認できない場合、解決が見込めない場合、改善措置が不要であるとされる場合などにつきましては、当該案件の通報処理プロセスを終了していく形になります。

1枚おめくり頂いて、情報の公開、22ページでございます。情報の公開に関してですが、通報者が公開を望まない場合を除きまして、受け付けた通報等の概要、処理手続きの状況、被通報者による改善措置の進捗状況、結果の概要につきましては、ウェブサイトにおいて原則として公開していくことを想定しております。

ただし、中傷目的の通報や競争優位を得るために作られた通報など、公開が適切でないと判断される情報については公開をしないものいたしますし、また、公開にあたりましては、個人のプライバシー等に十分に配慮していくことを考えてございます。以上が処理のプロセス等になってございまして、23ページ以降は助言委員会についてでございます。

24ページをお開きください。助言委員会につきましては、個々の通報案件に対して専門的な見地から中立の立場で助言を行うことを役割としてございまして、都があらかじめ選定した4名以上の委員の中から、案件ごとに適切な委員を選出いたしまして、状況に応じて対話に加わり、円滑な対話の促進を図るといったことを役割としたいと考えてございます。委員の構成につきましては、下に参考事例としてオリパラや万博の事例を載せてございますけれども、弁護士などを中心といたしまして、関連分野の専門家により構成していくことを考えてございます。

1枚おめくり頂いて25ページにつきましては、助言委員会の今後作成していく要綱におきまして特に重要な項目を以下にご紹介してございます。委員に関しましては、当然ですが関係者と特別な利害関係を有する者や中立性、公平性を害する恐れがある者については委員に選出することができない形にさせて頂こうと思っております。また、各委員の責務ですけれども、助言委員会については、あくまで公正中立の立場にある一個人という形で助言に関わって頂くことを委員の責務とさせて頂きたいと考えております。そして、会議の公開に関しましては、助言委員会については、非常にセンシティブな内容を取り扱うことも想定されておりますので、基本的には原則非公開とさせて頂き、先ほどご説明した処理の概要などで公表する場合を除き非公開とさせて頂こうと考えてございます。

続きまして26ページ、通報受付対応点検委員会についての説明になります。

27ページをお開きください。通報受付対応点検委員会の役割につきましては、通報の処理について、年に2回程度を想定しておりますが、事後にその処理内容の確認をして頂く

ことを役割としております。我々が行う対応のプロセスについて確認・意見頂き、都の通報処理の運用について改善を図っていくことを目的としておりまして、通報処理自体のやり直しを想定しているものではございません。委員については、助言委員会と同様、関連する分野から4名程度を想定しています。

1枚おめくり頂きまして、28ページをお開きください。通報受付対応点検委員会の今後定めていく要綱で特に重要な項目を同じくこちらで紹介してございます。委員につきましては、助言委員会と同様に利害関係を有する者や中立、公正性を害する恐れがあるものについては選定することができない形にしたいと思っております。また、委員の責務については、助言委員会と同様、あくまでも公正、中立な立場にある一個人という形で確認、意見をして頂くと考えてございます。助言委員会と異なる点は、会議の公開に関して、原則として公開を想定してございます。ただし、情報公開条例で定める非開示事由に該当する場合は、非開示という形で取り扱わせて頂こうと考えてございます。資料についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【諸富座長】ありがとうございました。では、今ご説明頂いた点について議論に入りたいと思います。特にこの部分という指定はいたしませんので、委員の皆様方の中でここを取り上げたい部分を取り上げて頂いて、ご発言、質問ないしは意見を言って頂ければと思います。手挙げ機能を使って頂ければ私の方で指名をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。では、山田委員どうぞ。

【山田委員】どこからでもというお話だったのですが、まず物品別の個別基準の在り方のところで意見を先に言わせてください。また次の機会がありましたら、通報受付窓口について意見したいと思います。

物品別の個別基準の在り方のところで、まず紙、木材を取り上げるということで、杉山先生が委員長をやられるということで、作業部会が立ち上がる、とても良いことだと思います。ただ、取り上げた優先分野のところを作るのだけでも、9ページ目のところで、それは一律に適用されるのではなく、中小企業に対してはその公平性の観点から、というご説明があったのですけれども、私たちがなぜ個別基準を作るのかというところに立ち返ると、そもそも調達指針に義務の部分、推奨の部分があって、推奨部分をより強化する、その引き上げのために個別基準を作ると理解しています。一部法令を超えた要件が設けられた個別基準を一律に適用することは公平性の観点で問題があるということですが、どういう意味での公平性なのかということをもう少し説明してください。例えば、木材に関しては、私たちが既に作った指針では、2の10のところでは違法伐採はダメという義務になっていて、次の森林劣化等々に関しての対応は推奨事項になっています。今度木材の個別基準を作るときに、繰り返しになりますが、推奨の部分、基準としてマストにしていく考え方でよろしいのかということと、そこが、義務と推奨を我々が分けて作った時に、一気にやっていくのは難しいですよということから、こういうことになっているという理解でよろしいでしょうか。公平性の観点という、公平性の言葉の使い方が違うと感じている

ところですよ。

モデル契約をされるということなのですからけれども、モデル契約にするには、つまり、逆に言えば、入札者に対してさらにハードルを上げることになるわけで、つまりそれに見合う、都側としての契約になっていく必要があると思っています。モデル契約の在り方も、もう少しご説明頂けたらと思いました。

それから農産物は難しいというお話だったのですが、前回の時、委員のどなたかが給食のこともあるのでとおっしゃっていたので、農産物はもし何か機会があるのであればやって頂きたいと思います。とりあえず以上です。

【諸富座長】はい、ありがとうございました。では、個別基準について、それからモデル契約の在り方について、ご指摘、ご質問頂いたと思います。また、農産物についてもコメント頂きましたけれども、事務局からご回答頂けますでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】ありがとうございます。まず、公平性の観点につきましては、前回もご説明をした通り、既に先行事例などで求められている個別基準は、法令を超えたような要件、我々で言うところの推奨に当たるような部分が、マストな形で求められているものが含まれていると考えてございます。ですので、それが持続可能性の観点から望ましいことは全く否定しないのですけれども、それを一律に全ての案件に適用していくとなると、対応できない事業者さんも出てくるかなと思っておりまして、公共調達という立場においては、間口をしっかりと広く取っていく、公平な形で運営していくことも求められていることがございますので、法令を超える部分をマストにしていくのはなかなか現状難しいところで、一律という形ではなく、一部の契約案件を対象としてあくまでも先導的な形でやっていく、それをだんだん水準として引き上げていくようなことをやっていくのが公共調達の在り方としては望ましいのではないかというのが我々の考え方でございます。

モデル契約自体については、これまでも例えば女性の活躍などを求めていく工事をモデル契約という形でやっていたり、工事の中で、例えば働き方改革を進めていくために週休2日を必ず義務付けてやっていたりというような工事契約もこれまで存在しておりまして、そういう形で通常の調達に一定の要件を付加した上でやっていくようなことを、これまで取り組んできている事例がございます。同じような形で、個別基準についても取り組んでいくことが馴染むのではないかと考えておりまして、ただ、どの程度求めていくのかですとか、また、どれだけのボリューム感でやっていくのか、詳細な要件設定の部分に関しては、部会などで色々な業界などのご意見を伺いながら、細かい部分について設定していく必要があるかなと考えているところでございます。

そして、農産物、畜産物、水産物といった食に関わる個別基準に関して重要性があることは我々も認識をしてございます。ですので、今回、あくまでも紙、木材は優先的にと考え、書かせて頂いております。まずは一番関係性の深く都としても重点的に取り組むべきであろうところから検討開始させて頂きまして、個別基準の範囲を広げていくことも検討していきたいので、まずは紙、木材から始めさせて頂きたいという趣旨でございます。

私から回答は以上となります。

【山田委員】ありがとうございます。おっしゃっていることは、理解するのですが私自身が公平性という言葉にどうしても引っかかってしまいます。スライド9の「中小企業が受注者の大半を占め、一過性のイベントではなく恒常的・反復的な契約が多数ある都の契約において、先行事例と同様に一部法令を超えた要件が設けられた個別基準を適用することは公平性」の問題なのかどうか疑問です。公平性の言葉の認識の違いかと思いますけど、この文章だけが一人歩きしないといいなと思っています。以上です。ありがとうございます。

【諸富座長】ありがとうございます。多分そうですね。公平性という言葉のこの使い方の語感の違和感があるかなという気はします。ただし、都としての趣旨と言いますか、その狙いは私たちにも伝わったと思います。推奨を強化したプロセスで全て一律適用してしまって、場合によっては、中小企業さんはそこが引っかかって、応じることができないということにならないように、でも徐々に引き上げたいという視点から、何らかの先導的グループ、行けるところは行ってほしいというようなところでモデル契約を結んでいって波及させていくという趣旨だったかと思います。この辺りについて、言葉遣いとして、公平性がいまいきかどうかも含めて、少しご検討頂ければなと思います。富田委員どうぞ。

【富田委員】まず、個別基準に関してですが、紙と木材を優先的にまず始めるというのは、問題はないかなと思います。ただこの2つに関しては、例えばクリーンウッド法であるとか、グリーン購入法もありますので、認識も広がっているし、それなりの取組が進捗している状況かと。またさらにその上を目指すというのは十分あると思うのですが、そういう意味でいくとこの言い方は適切か分かりませんが、インパクトに欠けるといえるか、そういう印象は否めない気がします。それに対して、先ほどから少し議論が出ている食の問題みたいなものは、非常に重要性も高いと思いますので、事務局のマンパワーの問題等もありますが、基準作りは早めにやって頂いた方が良いと思います。ただ食に関しては、いきなり全面適用するのはかなりハードルが高いことが考えられますので、例えば都庁にある食堂とか、まあどういう契約関係かわかりませんが、非常に限定的なところからまず運用を始めていって、その状況を見つつ、対象範囲を拡大していくとか、そういった取組の方向性を出すのが望ましいのではないかなと感じました。

それから、苦情処理についてですけれども、先ほどのフローからすると、通報案件全てに助言委員会が関与していくと理解をしたのですが、案件がどれくらい来るかにもよると思うのですが、全件、助言委員会対応はかなり大変なことになるのではないかなという印象がありましたので、そうでないとすると、東京都の中である程度処理するということにはなるのかもしれませんが運用上、助言委員会をやったりすると時間もかかるし、コストもかかることになると思うので、案件次第というところもあるとは思いますが、全てで本当にいいのかは疑問に思いました。

あと、通報の仕方はこのメールで通報と理解をしましたが、通報者の個人情報管理の問

題で、何らかの合意取得は必要になると思いますので、メールで十分にその形が果たせるのかは気になったところです。

通報案件の処理に関して先ほどの例を見ますと、東京都と直接取引先であれば比較的このプロセスは成り立ち得ると思うのですが、サプライチェーン全体の話になってくると、二次サプライヤー、三次サプライヤーみたいなところの通報も来る可能性があって、必ずしも東京都の直接取引でないところがあるので、このやり方がきちんと本当に機能し得るのかどうかというところは考えないといけない。場合によっては、一次サプライヤーにある程度アクションを要請するような形もあると思いますので、この辺りどうするのかというところと、直接取引先に関しては、規範通り遵守が前提になっていると思うので、それほど大きな心配はないかもしれませんが、二次サプライヤー以降の場合は、特に報復の恐れは避けられないので、ここをどのような形で確保していくのが重要なと思いました。

それから、開示のところですが、開示すること自体は非常にいいと思うのですが、どこまで開示をするのか、例えば対象になった会社名とか、どこまで匿名化されるかというのがよく分からなかったもので、公開するのであれば非常に思いきったことにはなるとは思います。どこまで通報者ないしは被通報者の名前を特定できるような情報を出していくのか、ここは気になった点です。まず以上です。

【諸富座長】ありがとうございました。個別基準についてと通報について重要な指摘を頂きました。事務局からお答え頂けますでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】まず、食の個別基準に関して、ハードルは高いかもしれないけれど進めるべきではないかという点に関してです。先ほどと重複しますが、重要度はおっしゃる通り、あると思いますし、社会に向けての発信という意味合いもあると我々としても思っておりますので、検討は全くやりませんと言っているわけではなくて、順序を立ててやっていきたいとご理解頂ければと思っております。進め方とか、限定的にやるかというようなことも非常に重要だと思っておりますので、そういったことも含めて検討は進めていきたいと思っております。

通報のプロセスの関係、助言委員会が全ての案件に関わるのかという点に関しましては、案件によると思います。専門的な助言を頂くまでもないようなものもあるのかもしれませんが、わざわざ先生方のご負担をかけて、さらに時間もかけて助言委員会の助言を得てという形でやっている処理が遅れていくこともあるかと思っておりますので、案件によって判断していくのだと思いますけれども、公平性、中立性の確保も非常に重要だと思っておりますので、こういったものが来るのかが、まだまだ分からない部分もあるわけですが、両方バランスを取りながら進めていく必要があると考えているところでございます。

個人情報の関係、メールで通報を受け付ける場合に個人情報処理が大丈夫かという点については重要なご指摘かと思っておりますので、通報者の個人情報、プライバシーがしっかり守られるような対策は検討していく必要があると考えてございます。ありがとうございます。

す。

通報処理について、通報の対象が直接的な契約相手方ではなく、サプライチェーンに存在する場合も当然あり得ると考えてございます。我々としては、今後、落札決定をして、契約相手方に対しては、調達指針を遵守することは当然のこと、サプライチェーンにおいて仮に不遵守の事実が判明した場合には、我々からの調査に対する協力ですとか、働きかけについても協力して頂くことを含めて、誓約書の提出を求めていく予定になってございます。当然限界はあるとは思いますが、元請けというか、我々との契約相手方に対して協力などを求めるという形において、サプライチェーンに対する調査を可能な限り行っていくと考えてございます。そして、それに対する報復の恐れについても、助言委員会などの助言なども受けながら、通報者の方が報復等を受けないような形で調査や働きかけができるように取り組んでまいりたいと思っております。

そして、企業名を公開していくのかについては非常に重要なご指摘だと思っております。当然ですけれども、通報を受けた方の名誉ですとか信用に傷をつけるようなことはあってはならないと思っておりますので基本的には、企業名は出さないと思っておりますけれども、それらについても今後詳細設計をしていく中でしっかりと規定していきたいと考えてございます。回答は以上となります。

【諸富座長】はい、分かりました。富田委員いかがでしょうか。

【富田委員】はい、ありがとうございました。食に関しては、できれば今後、時期的な目処が最低限分かるといいかなとは思いました。

【諸富座長】ありがとうございます。堀田委員どうぞよろしくお願いいたします。

【堀田委員】ありがとうございます。2点ありますけれども、いずれも建設工事に関わる質問です。いずれも通報案件の処理についての質問なのですが、1点目は今、富田委員からのご質問があった点に関連するのですが情報公開についてです。22ページになりますでしょうか、通報者のアイデンティティについては公開しないというご回答だったのですが、被通報者についてはいかがでしょうかというのが1点目の質問です。

1つ目の質問とも関連するのですが、今般、建設業法の改正があったかと思えます。この通報の内容で、建設工事についての通報として想定される内容の多くは、建設業法の改正で厳しくきちんと状況を確認しましょうという内容とかなり一致しているのですが、偶然ではなく、東京都さんも法改正に関わっていらっしゃるのですけれども、改正の中で、例えばサプライチェーン全体の労働者の労務費の見積もりに対しては、注文者が不適切な変更依頼をしてはいないかですとか、工期や請負代金変更協議の申し出に対して注文者が誠実に応じているかどうかとか、サプライチェーン全体に渡って確認をしなくてはいけないことになっていて、今般の改正で違反をしている者については勧告、公表をすることができるようになっていて、これまでは違反建設業者に対して指導、勧告ができるという規定はありましたけれども、今般、勧告、公表ができるようになったこと

がまず1点あります。その観点で考えると、先ほどの22ページの情報の公開に戻りますけれども、改正建設業法の趣旨からすると、被通報者が行った行為が改善措置を要するようなものであったことが認定をされた場合、これを公表することができると、しなくてはいけないのではなく、あくまでできるということが建設業法の趣旨ではあります。それを踏まえて東京都さんとしてはどのようにお考えかというのが1点目の質問です。

それから、関連するので2点目の質問を続けますけれども、同じく建設業法の改正でご案内かと思えますけれども、建設Gメンというものがあまして、これが拡充されることになります。要は、Gメンなので、改善すべき実態があるかどうかを調査する体制が拡充されるわけですが、それとの連携を考えていらっしゃいますかということです。例えば通報があった時に、建設業法や担い手三法に違反している疑いがあった場合、これを東京都の通報処理の枠組みだけで処理しようとするのか、あるいは建設Gメンや、建設Gメンも労働基準監督署と合同調査を実施していますけれども、関連している色々な方々との連携を想定するのかどうか。先ほど、全部を東京都さんで処理するのか、委員会で処理するのかというキャパシティのお話もありましたし。ちなみに建設Gメンも基本的には全数調査が不可能ですので、網羅的になれないということで、こういった通報窓口は重要だと位置付けられつつあることも踏まえると、関連する取組との連携可能性についてはいかがでしょうかというのが2点目の質問です。以上です。

【座長】はい、ありがとうございます。では、今ご指摘頂いた2点について、事務局から回答頂けますでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】ありがとうございます。いずれも改正された建設業法に関わることご質問かと思えます。まず、被通報者の情報についてですが、我々として原則は非公開でと考えているところでございます。あくまでも法令上の権限の中で勧告、公開をして頂くのが望ましいと思っております。我々の取組自体は任意の取組にはなりますので、我々から公開するよりは、2問目の方の質問とも関わるのかもしれませんが、適切な公的機関との連携は十分あり得ると思っております。通報内容の調査等を我々の方で独自に行った結果として相当程度、違反の事実という可能性が高い場合において、例えば公的機関、Gメンのようなところに対して情報を提供するといったことによって、適切な処理手続きに乗って頂くような形もあり得ると思っておりますので、そういった形で結果として公開されていくことも想定されると思っております。ただ、東京都としてそれを積極的に公開していくというのは、趣旨を踏まえれば公開なのかもしれませんが、一定の法的なリスクもあると思っておりますので、原則は被通報者も通報者もいずれも基本的には非公表を前提としていて、公的機関等については適切に連携等図ってまいりたいと考えているところでございます。説明は以上となります。

【堀田委員】ありがとうございます。よく理解できました。

【諸富座長】では、杉山委員、どうぞよろしくお願いします。

【杉山委員】ありがとうございます。通報受付対応点検委員会についてお聞きしたいので

すが、27 ページのスライドに太字で事後に確認って書かれているのですが、仮に何らかの事情によって処理が円滑に進まない、こじれてしまったような場合、途中段階でも点検委員会場で何か検討されるのか、あるいは、あくまで一つ終わった段階で点検委員会が機能するのか、この辺りのイメージというか、あまりそういうことは起こりにくいとは思っておりますが、その辺を教えて頂けるとありがたいです。

【臼田契約調整担当課長】ありがとうございます。基本的には、事後にということですので処理が終了したものを、一定期間の部分に関してご確認頂くことを想定しております。ですので、現在進行中のものに関しては、助言委員会等の助言を受けながら処理を進めていくことを念頭に置いておまして、この点検委員会はあくまでもプロセスが完了したものに関して、処理プロセスが適切に行われていたのかどうかということを点検して頂くことを役割として考えてございます。以上です。

【杉山委員】そうしますと、仮に、事後に、この処理は適切ではなかったのではないかなというようなことは点検委員会から出されることもあり得る。もしそうなった時には、もう一度やり直すわけにはいかないのかもしれませんが、あくまで PDCA サイクルの中でということかもしれませんが、個別案件に関して、この対応は適切ではなかったのではないかなというようなことが委員会から出てきた場合は、そういうことも想定されていますでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】当然そういったご意見が出てくることも想定はされるものと考えてございます。ただ、基本的にはこの役割は、今後の我々が行う通報処理に向けて改善すべき点を改善していくことを目的とした委員会でございますので、今後に向けてご意見踏まえて対応、改善していくということで考えているところでございます。

【杉山委員】わかりました。ありがとうございました。

【諸富座長】はい、ありがとうございました。山田委員よろしく申し上げます。

【山田委員】通報受付窓口についていくつか意見を言わせてください。まず、手続きに関してなのですが、ここで助言委員会を設けられるということですが、この案件を助言委員会に上げて対象とするのかどうかというところが一番難しい判断だと思います。このフローを見てみると、そこに関しては東京都が判断をするということなのですが、東京都自体も通報受付の申し立ての対象にもしかしたらなり得るかもしれない等々色々加味しますと、この案件を受け付けるか受け付けないかの判断は非常に大きくて、かつきちんと手続きをしなればいけないかと思うので、ここの部分をどうされるのかというところ、つまり東京都の中でどう体制を整えられるのかということをお聞きしたいのが1つです。次に助言委員会の職務についてですが、専門的知見を得て、対話もサポートし、とのことなのですが、対話も重要ですが、不遵守だということを決定することがまず一番重要な、明らかにしなければならない判断事項ではあるのですが、ポイントはその後どうそれを是正するかというところだと思います。是正措置、いわゆる申し立てを行った人が負の影響を受けているとしたら、それに関して補償なり、地位の回復なり様々なことがあるかと思うの

ですけれど、そこの部分に関して助言委員会の中で、具体的な是正措置までも話していくことにするのでしょうか。これを見ると、東京都が改善措置をポンと出してくると読めるので、そこのところを助言委員会なり、どこまでをやられるのかというところをお聞きしたいです。

それから、言葉の問題なのですが、大阪万博も「改善措置」という言葉を使っているのですが、改善というと、ゼロであるものを1にするという印象があるのですが、この場合はマイナス1であるものをゼロにするということなので、基本的には国際的な指導原則的な考え方からすると、これは「改善」ではなく「是正」というのが適切と思います。「改善措置」と言った時に、私の感覚だと思うのですが、やらなくてもいいけれどやった方がいいよねというのが改善のイメージかと思うので、ここは本来であれば「是正措置」ではないかと感じています。

それから、先ほど杉山先生からもお話があった点検委員会、これを立てられるのはなかなかいいことだと思うのですが、点検をした時に、OK ですよという確認ではなく、何かが良くなかった時に、それをどうやって、それこそ改善ですけれどもどう取り組めるかという仕組みのところが重要になってくるので、本当のPDCAを回していく仕組みにされたいいなと感じました。ありがとうございます。以上です。

【座長】はい、ありがとうございました。助言委員会と点検委員会について非常に重要なご指摘を頂きました。事務局からご回答頂きますでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】ありがとうございます。初めにご指摘頂きました助言委員会の対象としていくのかどうかの判断、非常に難しい部分かなと我々としても感じているところではございます。まずは、通報の内容で、可能な限り具体的な内容を通報者に求めているというところにしておりますけれども、その辺りの内容がしっかりと対象に該当するかどうかを基本的には外形的基準に基づいて判断をしていくのが、まずは我々として取りえる可能な限り公正な形かなと思っております。外形上それが対象となり得るものについては、まずは処理の手続きに進めさせて頂いて、必要に応じて困難度の高いものには、助言委員会の助言を受けながら処理の方針についてご助言を頂いていくという形かなと考えているところでございます。

そして、改善措置に関しての助言委員会の関与というところですが、17 ページにお示したプロセスにございますように、必要に応じてご助言を頂きながら、どのような改善措置がこのケースにおいて望ましいのかについて、専門家のご助言を頂きながら、決定していくことを想定してございます。

あと、「改善」ではなくて「是正」ではないかと。言葉の部分については、おっしゃる通り、どちらかというと負の影響の部分をもどのようにして救済、解決していくのかというところが重要なポイントかと思っていますので、ニュアンスとしてはおっしゃる通り是正というところが近いと思います。ただ、既に指針等で改善という言葉を使わせて頂いていることでもありますので、今後の課題とさせて頂ければと思います。

点検後の改善が重要という点については、おっしゃる通りでございます。我々としても議事録なども公表していきながら、運用状況については改善等を進めていくことで、PDCAを皆さんに見えるようにしていくことが今後必要だと考えているところでございます。私からは以上でございます。

【諸富座長】はい。では、山田委員いかがでしょうか。

【山田委員】ありがとうございます。繰り返しになるのですが、1点だけ。案件が対象なのかどうかの審査は、裁判自体もそうですけれども、原告適格があるのか、対象とすべきかを見極めるのはすごく難しい判断です。透明性を確保しながら、こういった通報案件が来ましたということで、受け付けたものに関しては処理を開始しなくても多分公開されるのだと思うのですが、どうして処理を開始しなかったのかということも、多分問われることになるので、東京都が自分たちの裁量でやっているわけではなく、きちっとした条件に基づいてやっていることを分かるような形で手続きを確保することが望ましいです。繰り返しになりますけれども、以上です。ありがとうございます。

【諸富座長】はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。はい。私からも、山田委員がおっしゃった点、今表示されているスライドに関して、助言委員会について質問させて頂ければと。21ページの次のスライドですかね、こういうものの動き方をよく知らないの聞いてみたいということなのだと思いますけれども、「(4) 当事者間の対話」とありますよね、当事者間の自主的な合意形成に向けて対話が円滑に行われるよう促進するということで、これ自体は大変良いと思うのですよね。ただ、問題の性質上、対話で解決に至らない、あるいは合意に至らない、あるいは認識そのものが当事者間で大きく異なっているというケースはどうなるのが気になります。東京都は当事者に対して対話の手続き方法、直接対面、電話会議、メールのやり取りなどで標準処理期間を通知して、手続きの進捗状況について随時連絡とありますけれども、ここの進め方は様々な方法があるという理解でよいですかね。直接対面っていうのは、通報した側と通報された側が対面する場合がありますよねということなのではないでしょうかね。訴えた方が訴えられた方に知られたくない場合は、対面できないですよね。その場合には、都が間に入って、あるいは助言委員会も間に入ってやり取りすることになるのでしょうかね。色々意見を交わしていくというプロセスを通じて、状況について認識の一致が起これば、不遵守が認められた場合、これは不遵守ですよということで通報された側が確かにそうでしたと、申し訳なかったですというところに至れば、改善に向けての計画を提出してアクションに入るという、これは分かりやすい。ところがこのプロセスを通じても認識の一致に至らず、我々はやりましたと、ちゃんと遵守いたしましたと、でも通報者側がいやいや不遵守ですよということになった場合、どうするのが気になります。裁定する権限、つまり裁判所的に都としては不遵守と認めると、なので改善してほしいといったような結論を出したい場合にそれを認めない事業者さんが出てきた場合どうやって認めさせて改善に持っていくのかが分からなかったの、補足説明頂きたいなと思います。事務局、よろしくお願いします。

【臼田契約調整担当課長】ありがとうございます。21 ページの下の方になると思っておりますが、あくまでも任意の取組であることを想定いたしますと、先生がおっしゃったような裁判所的に我々の方で、一方的に認定をしていくことはかなり難しい面があると考えていますので、場合によっては公的なメカニズムの方が望ましい場合についてはそれをお勧めするというのを、(4) の中段にも書かせて頂いておりますし、先ほど堀田委員からご指摘のあった公的機関との連携も非常に重要になると思っておりますのでございます。資料にはございますけれども、不遵守の事実が確認できるようには至らなかった場合や、対話によって解決は難しいことが判断される場合については、通報処理窓口としての手続きは残念ながら終了せざるを得ない部分は出てくるとは思っているところでございます。回答としては以上となります。

【諸富座長】非常によく分かりました。そういう意味では、他の機関等の連携も非常に重要になってくるのがよく分かりました。場合によっては、訴えられたというか通報された事業者さんも、ひょっとすると次に東京都の案件を受注したいとなる場合に、不遵守があった事実についてずっと拒否し続けることについて、今後都との関係を悪化させるリスクもあると思いますので、それがひょっとすると不遵守について一定の証拠がある場合に認める方が、処理をするプロセスを通じて優良事業者である認知を得た方が良いという判断に至る可能性もないわけではないなと思います。ただ、場合によっては徹底的に争われる可能性も考えた方が良くと思った次第です。ありがとうございました。

他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。大体一通りお話頂いたわけですが、大丈夫でしょうかね。もし皆様から無いようでしたら本来予定していたより早い時間ですが、これにて閉会にしたいと思います。本日は、大変多岐に渡ってご意見頂きまして、また重要な指摘を頂きまして、本当にありがとうございました。

私の方からまとめるには大きすぎる論点なので、まとめるわけにはいきませんが、最初の個別基準に関する部分についてもいくつか重要なご指摘を頂いたと思います。農産物についても頂きましたし、公平性といった点についての言葉遣いについてのご指摘もございました。関連してモデル契約の役割、取り扱い、先導的な役割についても非常に重要なご指摘、ご説明を事務局から頂いたと思います。農産物については早めに基準を作って対応していくべきではないかというご指摘もございましたし、その対応能力や、山田委員からご指摘頂きました、客観的、公平に通報を処理することの重要性ですよね、これは非常に私も大事だなと思いました。また、富田委員から様々な点、開示の話だとか、二次サプライヤー以降に関する連絡が来た場合にどう取り扱うかとか。それから、堀田委員からも様々な建設関係で進んでいる法令の観点からどうしていくのかや、杉山委員からは通報に関する点検委員会や助言委員会の在り方にもご指摘を頂きました。様々な重要な意見を頂きましたので、東京都におかれましては、それを踏まえた最終的な反映ないしは十分お答え頂いたと納得を得られた点についてはこれでオッケーとして頂いても結構でございますし、もし何かさらなる改善が可能な部分についてはまさに改善をして頂くことで

進めて頂ければと思います。皆様、よろしいですかね。ご発言、大丈夫ですかね。

そうしましたら、時間的には早いのですが、皆様、言いたいことは言って頂いたということで、本日の議題については終了とさせて頂きたいと思います。では次に、次第の「3.その他」として、事務局から何かございますでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】大変多岐に渡りご指摘頂きまして、ありがとうございます。本日のご議論を踏まえまして、個別基準の検討について進めさせて頂きたいと考えてございますし、通報受付窓口等につきましては、頂いたご意見を踏まえて詳細な設計を今後事務局の方で進めて取りまとめていきたいと考えてございます。

今後の日程につきましては、また改めてご連絡差し上げたいと考えてございます。事務局から説明は以上となります。

【諸富座長】ありがとうございます。それでは、本日予定されておりました次第、全て終了いたしましたので、これにて本日の会議を終了したいと思います。よろしければ事務局に進行をお戻ししますので、よろしくお願いいたします。

【須藤契約調整担当部長】諸富座長、ありがとうございます。委員の皆様方にも様々ご意見を頂きましてありがとうございます。本日頂いた意見を踏まえまして、事務局として作業を進めたいと考えてございます。委員の皆様には引き続きのご協力を頂くこととなりますが、ご指導よろしくお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、第9回社会的責任に配慮した調達に係る有識者会議を閉会とさせて頂きます。これにて退出して頂いて結構でございます。本日はありがとうございました。

——了——